

岩手県告示第905号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量を実施する旨東北農政局和賀中央農業水利事業所長から次のとおり通知があった。

平成30年12月7日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 公共測量を実施する地域 北上市
- 2 公共測量を実施する期間 平成30年11月29日から平成31年3月15日まで
- 3 実施する公共測量の種類 公共測量（基準点測量）